

◎新潟県告示第847号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び南魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

深沢急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を結んだ線に囲まれた区域

南魚沼市深沢

字山岸

407番2 1号

字浦ノ山

973番 2号

字岩平

981番4 3号から5号まで

981番午2 6号

976番 7号及び8号

字南山岸

256番 9号

257番 10号

268番1 11号

278番1 12号

287番地先道路敷 13号

字山岸

406番 14号